

○猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例に係る事前協議要綱

平成29年7月4日

要綱第37号

(目的)

第1条 この要綱は、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例（平成29年猪名川町条例第16号。以下「条例」という。）第7条及び第12条第1項の規定による許可の申請の手続き等に先立って実施する事前の協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(事前協議書の提出)

第3条 条例に基づく許可申請（変更申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土砂埋立て等事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）又は土砂埋立て等変更事前協議書（様式第2号。以下「変更事前協議書」という。）を町長に提出し、協議するものとする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

- ア 埋立て等区域及び施設設置区域の位置図
- イ 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
- ウ 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
- エ 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- オ 埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し
- カ 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
- キ 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
- ク 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- ケ 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書
- コ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

3 変更許可申請に伴う変更事前協議書には、前項の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

(周辺地域の住民への説明会)

第4条 事業計画者は、条例第9条に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催す

るときは、あらかじめ、町に事業の計画概要、災害の防止上又は生活環境の保全上講じる措置について説明した上で、周辺地域や周知方法について意見を確認すること。

2 事業計画者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、開催の日時及び場所、説明内容、前項の確認結果等について記載した説明会開催予定報告書(様式第3号)を町長に提出し、協議するものとする。

3 事業計画者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明した内容並びに出席者の要望及び意見、それらへの回答等について記載した説明会開催結果報告書(様式第4号)を、具体的に記載した議事録及び録音記録媒体とともに町長に提出し、協議するものとする。なお、録音記録媒体については、説明会参加者の代表(自治会長等)による議事録への署名により代えることができる。

4 事業計画者は、住民への説明会で説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更が生じた場合の扱い等に関し、あらかじめ説明会において定めておくこと。

(県との協議)

第5条 町長は、事業計画者から事前協議書又は変更事前協議書の提出があったときは、兵庫県(以下「県」という。)と当該土砂埋立て等に係る関係法令等の手続き等について協議するものとする。

2 町長は、事業計画者から事前協議書又は変更事前協議書の提出があったときは、その職員に埋立て等区域及びその周辺地域の現地調査を行わせるものとする。この場合において、町長は、県に協力を求めることができる。

3 町長は、事業計画者から事前協議書又は変更事前協議書の提出があったときは、県と説明会の周辺地域及び周知方法等について協議するものとする。

(他法令等所管の関係機関との情報交換)

第6条 町長は、埋立て等区域における当該土砂埋立て等の行為に適用される法令等を所管する県等関係機関に対し、事前協議書など提出された書類を提供することができる。

(報告の徴収)

第7条 町長は、事業計画者に対し、必要に応じて、第4条及びその他関係者との調整、協議等に関し、報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

(猪名川町土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、猪名川町土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱(平成7年要綱第11号)は、廃止する。

様式第1号（第3条関係）

土砂埋立て等事前協議書

年 月 日

猪名川町長 様

（事業計画者）

住 所

氏 名

猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例に係る事前協議要綱第3条第1項に基づき関係書類を添えて事前協議書を提出します。

1	土砂埋立て等の目的	
2	埋立て等区域の位置及び面積	
3	管理事務所の所在地 管理責任者の氏名等	
4	土砂の埋立て等の施設設置計画	
5	土砂の量（※1）	
6	土砂埋立て等の期間（※2）	
7	最大堆積時及び完了時の土地及び土砂の堆積の形状（※3）	
8	土砂の搬入に関する計画（※4）	
9	水質検査を行うために講ずる措置	
10	災害を防止するために講ずる措置	
11	周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	

注：欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書面又は図面を添付してください。

（※1）一時保管・一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量

（※2）一時保管・一時堆積である場合にあっては、記載不要

（※3）一時保管・一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状

（※4）発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を表に記載して添付してください。

様式第2号（第3条関係）

土 砂 埋 立 て 等 変 更 事 前 協 議 書

年 月 日

猪名川町長 様

(事業計画者)

住 所

氏 名

猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例に係る事前協議要綱第3条第1項に基づき関係書類を添えて変更事前協議書を提出します。

1	土砂埋立て等の目的	
2	埋立て等区域の位置及び面積	
3	管理事務所の所在地 管理責任者の氏名等	
4	土砂の埋立て等の施設設置計画	
5	土砂の量	
6	土砂埋立て等の期間	
7	最大堆積時及び完了時の土地及び土砂の堆積の形状	
8	土砂の搬入に関する計画	
9	水質検査を行うために講ずる措置	
10	災害を防止するために講ずる措置	
11	周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	

注：欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書面又は図面を添付してください。

変更申請をしようとする欄について、変更前及び変更後を記入してください。

様式第3号（第4条関係）

説 明 会 開 催 予 定 報 告 書

年 月 日

猪名川町長 様

(事業計画者)

住 所

氏 名

猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例に係る事前協議要綱第4条第2項に基づき関係書類を添えて説明会開催予定報告書を提出します。

1	説明会の開催の日時	
2	説明会の開催の場所	
3	説明を予定している内容	
4	周辺地域や周知方法等 (日時、場所、対応者、説明概要等含む)	

注：欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書面又は図面を添付してください。

また、説明に使用する予定の資料も添付してください。

様式第4号（第4条関係）

説 明 会 開 催 結 果 報 告 書

年 月 日

猪名川町長 様

（事業計画者）

住 所

氏 名

猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例に係る事前協議要綱第4条第3項に基づき関係書類を添えて説明会開催結果報告書を提出します。

1	埋立て等区域の位置	
2	説明会の開催日時	
3	説明会の開催場所	
4	説明会開催についての周辺地域や周知方法等	
5	説明者の氏名（法人にあつては、氏名及び役職名）	
6	住民の出席者数	名
7	説明会の概要	
8	その他、特筆すべき事項 （搬入計画等の変更があつた場合の周知方法など）	

注：欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書面又は図面を添付してください。

また、説明に使用した資料も添付してください。

提出の際には、説明会の内容を具体的に記載した議事録及び録音した記録媒体とともに提出してください。

（議事録に参加者の代表（自治会長等）の署名がある場合は、録音記録媒体は不要です。）

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)